

平成 26 年 9 月 12 日

富良野市議会議長 北 猛 俊 様

議会運営委員長 日 里 雅 至

都市事例調査報告書

平成 26 年第 2 回定例会において、都市事例調査の許可を得た所管にかかわる事務について、下記のとおり事例調査を実施したのでその結果を報告します。

記

1. 調査地 千葉県流山市、茨城県取手市
2. 日程 8 月 4 日～8 月 6 日 3 日間
3. 参加者 渋谷 正文 ・ 広瀬 寛 人
大栗 民江 ・ 萩原 弘 之
岡野 孝則 ・ 今 利 一
日里 雅至
4. 調査事項 議会運営について
5. 調査内容 別紙のとおり

＝別 紙＝

－千葉県流山市－

◎ 概 要

流山市は首都圏より 30 キロメートル圏内にあり、千葉県の西北に位置し、東は柏市、南は松戸市、北は野田市に、西は江戸川を隔てて埼玉県に接した総面積 35.28 平方キロメートルの市域を有している。

紀元前 7 千年頃から人が住み着いたとされており、江戸時代には大半が幕府の直轄地や旗本領となっていた。江戸時代中期には、水運が発達するとともに、みりんづくりが開始され、江戸との交流も盛んになり繁栄を極めていった。

明治維新後は、旧葛飾県の県庁所在地となり中心都市として発展を遂げていたが、明治中期に現在の常磐線の通過を拒んだことから時流に取り残され、江戸時代から続いていた水運の衰退とともに低迷の時代に入ってしまった。

昭和 26 年に、当時の流山町、八木村、新川村の合併により江戸川町となり、翌年には流山町と改称され、まちづくりが進み、昭和 30 年代の団地造成により首都近郊の住宅都市として再び発展することとなり、昭和 42 年には市制を施行し、人口 4 万 2 千人を数えるに過ぎなかったが、その後 10 年間で 2.5 倍増の 10 万人を超え、現在では 17 万人を超えているところである。

近年では、平成 17 年につくばエクスプレスが開業され、市内の 3 駅を中心として新たなまちづくりが進められており、大型商業施設の開業など市内外の集客が図られているほか、新たな住宅地も形成されており、都心まで 25 分圏内という好立地条件を活かし、新たな市民・企業誘致にも取り組んでおり、今後の発展が期待されるところである。

◎ 流山市議会 ICT 推進基本計画の策定について

流山市議会では、平成 21 年 3 月に流山市議会基本条例を全会一致で可決し、同年 4 月より施行された。議会基本条例の前文には、「積極的な情報公開を率先して行い、より一層市民に開かれた議会を実現しなければならない。」とされており、これを受けて 10 月には「市民に開かれた市議会」の実現に向けて、更なる情報発信と情報通信技術 (ICT) の推進を求める決議」を可決した。

この決議に基づき、具体的に事業を推進するために「流山市議会 ICT 推進基本計画 (以下、「ICT 推進基本計画」という。)」が策定されたところである。

計画策定に当たっては、2 人の大学教授と民間研究機関の研究員をアドバイザーとして活用するほか、Skype (スカイプ) によるビデオ通話や USTREAM (ユーストリーム) のインターネット上のサービスを活用してリアルタイムの協議を重ねるほか、市長部局側の協力により策定されたところである。

◎ ICT 推進基本計画の目的及び基本的事項について

策定された ICT 推進基本計画は、その目的を「民主主義の過程 (プロセス) に市民が、より深くかかわる機会を得るために、「市民に開かれた市議会」のなお一層の実現を図り、

議会のオープン化(透明、参加、協働)に向けた有効手段の一つとして、ICT 技術の積極的活用を推進する」としており、市民に開かれた議会の実現と市民の参加に向けた手段の一つとして ICT 技術の活用を位置づけている。

この計画の基本的な事項については、最新の議会情報の提供と議会内情報の一元化を図り、市民との意見交換に活用することとして、

- 1 最新の議会情報をわかりやすく提供する。
- 2 議会への住民の参加機会の拡大と関心の向上を図る。
- 3 議会活動の積極的展開を図る。
- 4 事務の合理化・効率化を進める。

と4つの事項を定め、ソフト面、ハード面に区分し各種事業の展開を定めている。

◎ ICT 基本計画におけるソフト面での各種事業の展開について

ソフト面における各種事業の展開については、(1)市民との情報共有の拡充、(2)市民参加による議会運営、(3)議員の情報活用能力及び活用環境の向上(4)議会内のペーパーレス化を促進の4つに区分し事業を計画しており、このうち(4)については、完全ペーパーレス化を原則とする方針の下、今後も協議を継続していくこととしており、ほかの計画事業についても、一部実施含めて多くの項目が実施されているほか、未実施となっている事業については、今後において実施する方向で現在も協議が進められている事業もあるということである。

これらのうち特徴的な事業としては、委員会のインターネット中継、会議通知・各種式典等の案内通知の電子メール化、議案書の電子化についてであり、以下に項目別に記す。

○ 委員会のインターネット中継

本会議におけるインターネット中継は、平成 18 年より開始されていたが、委員会については、平成 22 年に議会活性化推進特別委員会で試行された後、平成 23 年 11 月には議会運営委員会、同年 12 月より常任委員会及び特別委員会のインターネット中継が開始されたことで、全ての委員会についてインターネット中継が行われているところである。

○ 会議通知・各種式典等の案内通知の電子メール化

平成 23 年より実施されており、電子メールによる案内送信を希望する議員のみに対して行われているところである。なお、送信を希望しない議員については、郵送による案内としているところである。

○ 議案書の電子化

平成 24 年 6 月より実施されており、市民が議案を確認できるよう流山市のホームページへ電子化された議案を掲載することとしており、議会ホームページからリンクさせることで市民が議案の内容を確認することができるものである。

なお、市ホームページと議会ホームページは異なるホームページアドレスを持ち、サイトとしては完全に独立していることが特徴となっている。

◎ スマートフォンを活用した採決システムについて

ハード面における事業展開については、代表的なものがスマートフォンによる採決システムの実施である。

スマートフォンの配布は平成 22 年 9 月より行われ、同時に採決システムが導入され、現在に至っている。

採決システムは、議場の入退室管理用 IC カードとスマートフォン及び事務局用パソコンなどで構成されており、議員に与えられる IC カードを、議場壁面に設置している IC カードリーダーにかざすことで、議員の出欠状況を確認し、議事が進められ、その後、議員側でのスマートフォン操作としては、採決が開始される前までに議員個々に与えられた ID とパスワードを用いて採決システムにログインすることとされており、これらの作業が終了すると採決可能な状態になる。

なお、議場内は無線 LAN 環境が構築されており、IC カードによる出欠確認とログイン操作を合わせることで、欠席及び離席した議員が議場の外から不正に採決に参加することができないよう対策が講じられている。

議長の採決の合図により事務局用パソコンで採決の受付が開始され、議員はログイン済みのスマートフォン上に表示される賛成・反対のいずれかにタッチし、賛否を登録する。この登録は一度限りではなく、議長が採決を打ち切る宣言を行うまでは変更することが可能となっており、仮に賛否を間違えた場合でも修正することが可能となっている。

採決の登録結果は、議場内の大型モニター及びインターネット中継へ即座に反映され、傍聴者やインターネット中継の視聴者は議員個別の賛否を知ることができる。この賛否状況は議長席でもモニターで確認できることができ、賛否が同数となった場合においても議長において賛否を決することが可能となるほか、全ての出席議員が賛否を登録していることが確認できるものとなっている。

また、登録は議案ごとに行われ、そのデータは事務局用パソコンへ蓄積されており、本会議終了後に採決結果のデータ処理を行うことで、簡単にまとめることが可能とされているほか、議会ホームページへの掲載をはじめ議会広報にも議員個別の議決結果を掲載しているところである。

◎ 議場におけるプレゼンテーションツールの活用について

スマートフォンと同様にハード面での計画事業として、議場におけるプレゼンテーションツールが平成 24 年 9 月より整備され、活用されているところである。

このプレゼンテーションツールは、議場内に可動式スクリーンとプロジェクター、質問用パソコンで構成され、議員の一般質問に用いられているところである。

流山市議会の議場には、議席とは別に質問者席が設けられており、質問者席横に質問用パソコンを置くことができ、質問に沿って、プレゼンテーション画像を表示しながら質問を行うことができるものである。

質問用パソコンの操作は、質問する議員と同じ会派の議員が行うほか、1 人会派の場合は、議員が質問をしながらパソコンを操作しているということである。

また、プレゼンテーションに使用している画像等の資料は、原則として議員が作成し、

質問中は傍聴席のモニターとインターネット中継にも表示され、質問の内容がわかるようにされているほか、後日作成される会議録の巻末に収録することで記録として活用されているものである。

◎ 議会広報及び議会報告会について

議会広報は、年4回発行されており、A3版で1回の発行部数は5万8千部であり、先に述べた議員別の議決結果が掲載されているほか、表紙の写真についてはコンテスト形式で市民から写真を募集しており、市民の関心を引き付ける工夫が行われていることが特徴である。

また、議会報告会も開催されており、4常任委員会単位で班分け、昨年11月10日と17日に第8回の報告会が開催されており、出席者総数は55人であった。

なお、班独自に議会報告会のテーマを設定し報告会に臨んでいることと、終了後にアンケートを回収し、次の議会報告会に活かしていることが特徴である。

◎ 考 察

東京都の近郊で、ベッタウンであるという背景から、「市民に開かれた議会」を目指した一つの結果がICT技術の活用であったと考えられる。

更なる情報発信と情報通信技術(ICT)の推進を求める決議の中には、「近年の政治不信、政治参加の低下は、「有権者が議会の情報を十分に与えられていない」事に起因する」と記されている。また、議会の「見える化」の推進については、試行錯誤をしながら進められており、一般質問時における「プレゼンテーションツール」の使用は、見える化の実現に多いに役立てられていると思われる。

また、ICT技術によらない情報提供媒体となる議会広報は、コンテスト形式による表紙写真を募集することで、議会への関心と市民参加を促すきっかけづくりとしては良い方法であることと考えるものである。

議会報告会については、市民に対する情報伝達の手段として、富良野市議会でも行っているところであるが、参加者が少ないという点では地域によらず苦勞していることを知ることができたところである。

このように、議会からの情報を市民にどのように伝えるか、情報伝達手段としてICT技術を活用することは、今後、多いに課題として取り上げる必要性を感じたところであり、その実現のためには、議員だけではなく事務局体制が充実していると流山市議会でも感じられたことから、これも一つの課題であると考えられるところである。

－茨城県取手市－

◎ 概 要

取手市は、茨城県の南端に位置し、総面積 69.96 平方キロメートルの市域を有し、利根川と小貝川の 2 大河川に囲まれた、水と緑に囲まれた自然環境に恵まれているほか、茨城県の玄関口として、また東京、成田、つくばを結ぶ三角形の中央に位置していることから、交通の要衝とされ、恵まれた都市環境にある。

古く江戸時代から陸と水の交通の要衝として栄えており、水戸街道の宿駅、水戸藩の河岸として、人・物資・文化の交流によりにぎわい、参勤交代で大名が宿泊した旧取手宿本陣は、現在においても往時の繁栄を伝えている。

明治維新後の市町村合併を経て、昭和 30 年には 1 町 3 村の合併により取手町が誕生し、1 町 5 村の合併により藤代町が誕生し、昭和 40 年代に首都圏より 40 キロメートル圏内にある二つの町は交通網の整備とともに発展し、団地の完成や住宅地の造成により人口が急増し、取手町は昭和 45 年に市制を施行した。

その後、昭和 57 年には地下鉄千代田線の常磐線取手駅まで相互乗り入れを開始するなど、交通の利便性がさらに向上するとともに、首都圏のベッドタウンとして発展し、平成 17 年には取手市と藤代町が合併し、人口 11 万 3 千人余りの新生取手市として、歩くことを健康づくりの核としたまちづくり、子どもから高齢者までが健康で幸せに暮らせる新しいまちづくりとして「スマートウェルネスとりで」の実現を目指したまちづくりを進めているところである。

◎ 取手市議会基本条例の特徴について

平成 23 年に制定された取手市議会基本条例は、全 7 章、23 条で構成されており、前文には、「市民に開かれた市政を目指す責務を有し、合議制の議会は多様な意見を集約するために、市民との対話を行い、自由かつ達な討議を重ね、その審議経過を市民に積極的に公開しなければならない」としている。

取手市議会基本条例の大きな特徴は 2 点あり、一つは議案に対する討論が 3 回までできることとしている(第 11 条)。これは、討論が 1 回で終結した場合、反論する機会がないことに対する措置で、自由な議論を尽くすために行われているものである。

もう一つは請願における提出者の意見を聞く機会と、傍聴者の発言機会を設けている点である。市民が提出した請願(請願の例により処理する陳情も含む。)を政策提案として受け止めることと定義し、請願に係る質疑が終結するまでに請願の提出者の代表から申し出があった場合には、請願が付託された委員会の委員長は、委員会において発言を聞く機会を設けなければならないとされている(第 5 条第 3 項)。

また、傍聴者の発言については、委員会の傍聴者より発言の申し出があった場合、委員長は委員会に諮って発言を許可することができる(第 5 条第 4 項)とされ、市民に対して説明責任を果たすとともに、議会に市民が参加できるように配慮されている。

このほか、議会の活動原則として、市民が傍聴の必要性が認識できる議会運営に努めること(第 3 条第 5 号)、市民に分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めること(第 3 条第 6 号)として、本会議や委員会に市民参加を促す規定がある条例であることが

大きな特徴として挙げられる。

◎ 条例制定後における見直し及び新たな規定の追加について

先に述べた請願の提出者の代表の発言機会を設けることと、傍聴者の発言機会については、条例制定後の運用において、請願の提出者の代表が発言した後に、同じ人が傍聴者として発言する機会が多くみられたことから、平成24年2月にはただし書きを追加し、請願の提出者の代表として発言した者は、傍聴者としては発言することができないように見直しを図っている(第5条第4項ただし書き)。

この見直しに関連し、請願等の取り扱いについては、これまで市民より提出された請願は全て本会議に上程し委員会へ付託することとしていたが、1回の定例会で40件から90件程度の請願が提出されることと、請願の内容について疑問が生じる例が多くなったことから、議会運営委員会で内容の精査を行い、上程の可否を決定するように改められたところである。

これらの見直しに合わせて新たな規定が追加され、一つは議長及び副議長志願者の所信表明に関する規定(第13条)で、本年2月に行われた議長選挙において行われているということである。

このほか新しい既定の追加として、一問一答方式の導入及び反問権に関すること(第7条第2項、第3項)や議決事件の追加(第10条)が行われており、条例の施行後においても議会運営委員会における見直し規定(第23条)に基づいて、継続的に見直しが行われているものである。

なお、反問権については、一問一答方式による場合、質問時間が答弁を含め60分以内とされているが、反問権を行使されたときは10分間の延長が認められることが特徴である。

◎ 議会報告会について

議会報告会については、議会基本条例制定前の平成22年より、議員28人を4班に分け定例会の後、年4回の開催で試行したが、参加者が同じ人であることが多く、参加者も多くなかったことから、本格実施までを断念したところである。

その後、議会報告会の実施を求める陳情が採択されたことにより、本格実施を行うこととなり、現在に至っているが、参加者数が伸びないことが課題とされており、意見交換を工夫するなど、参加者を増やすための検討を行っているところである。

◎ 議場における採決システムの導入について

先に報告した流山市議会と類似した電子採決システムを導入しており、取手市議会の場合はスマートフォンではなく、有線による投票システムであることが大きな違いである。

この採決システムも議場内のモニターで議員個々の賛否がわかるようにされているとともに、議会広報でも議決結果として報告されているところである。

◎ 考 察

議会基本条例に規定されているように、市民に分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めることとした規定をはじめ、委員会での請願審査において市民の発言機会の確保を図ることで、市民が議会に参加することを意識している内容であることを踏まえて、議会としても熱心に市民参加を訴えているが、それに対する市民の反応がもう一つのよう感じられる例として議会報告会の参加者が少ないということがある反面、陳情を多く提出している市民がいるという点では、市民の議会に対する意識が二極化していると感じられ、取手市議会としてもこのことに対して様々な検討に着手していることから、今後の見直し等の推移が期待される場所であるとともに、市民が抱える課題をどのように議会で反映していかねばならないと感じたところである。